

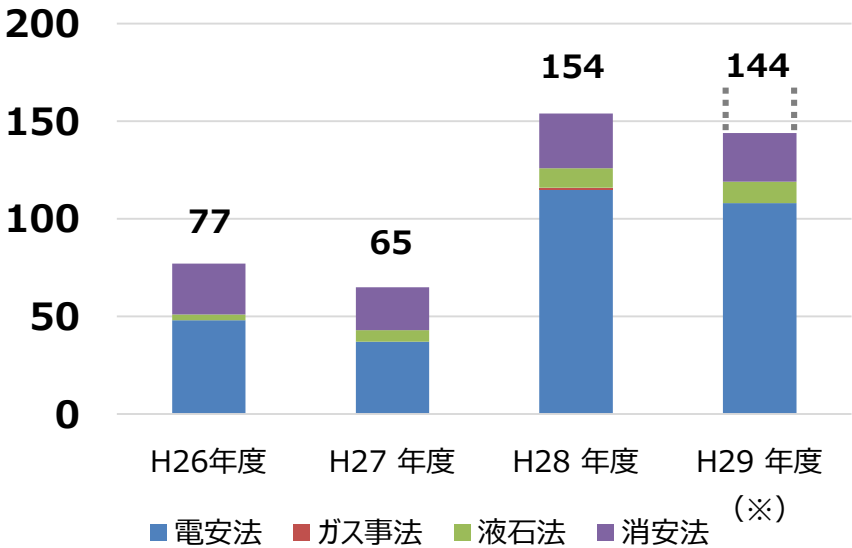
インターネット取引における 製品安全の確保

平成30年3月19日
経済産業省
産業保安グループ
製品安全課

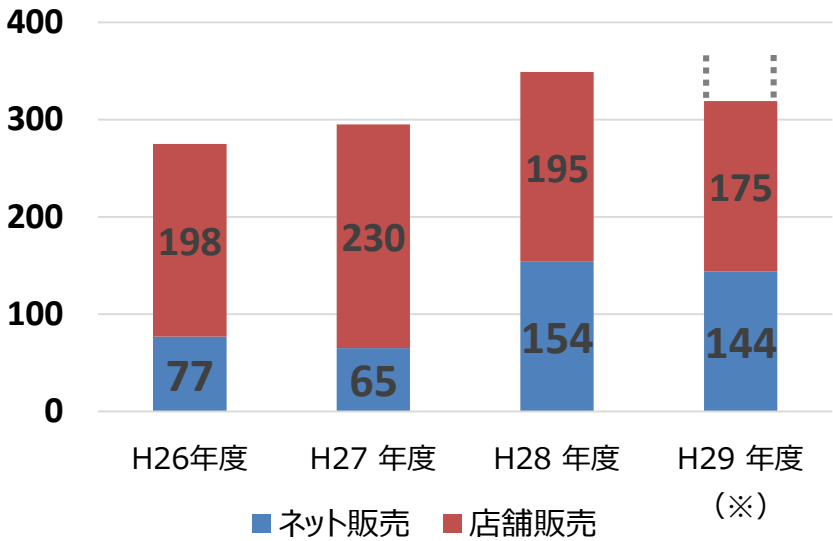
インターネットを通じた違反品販売の現状（推移）

- 電子商取引の拡大に伴い、製品安全関係法に抵触するものと経済産業省が確認した件数のうち、インターネット販売における件数の割合は増加傾向にある。※国内の取引に限る。

製品安全関係法各法における
インターネットを通じた違反件数の推移



インターネット販売/店頭販売
それぞれにおける違反件数の推移



インターネットにおける違反品販売の形態（件数）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度（※）
モール	58	48	133	124
自社HP	19	17	21	20

（※）消安法は2月まで、その他は12月までを集計。 1

インターネット取引における製品安全確保に向けた取り組み経緯

- 件数の増加傾向に加え、インターネットオークションサイトや自社のホームページ等を通じて、技術基準を超えるレーザーポインターやリチウムイオン蓄電池、A Cアダプター等が販売され、起訴される事業者も相次いだところである。
- そこで、インターネットで取引される製品の安全性を確保するための対応策と論点について、有識者、消費者団体、事業者等からなる検討会（※）により検討を進め、2017年8月に報告書として公開したところ。

※インターネット取引における製品安全の確保に関する検討会（平成29年2月－4月の計4回開催）

● 構成員

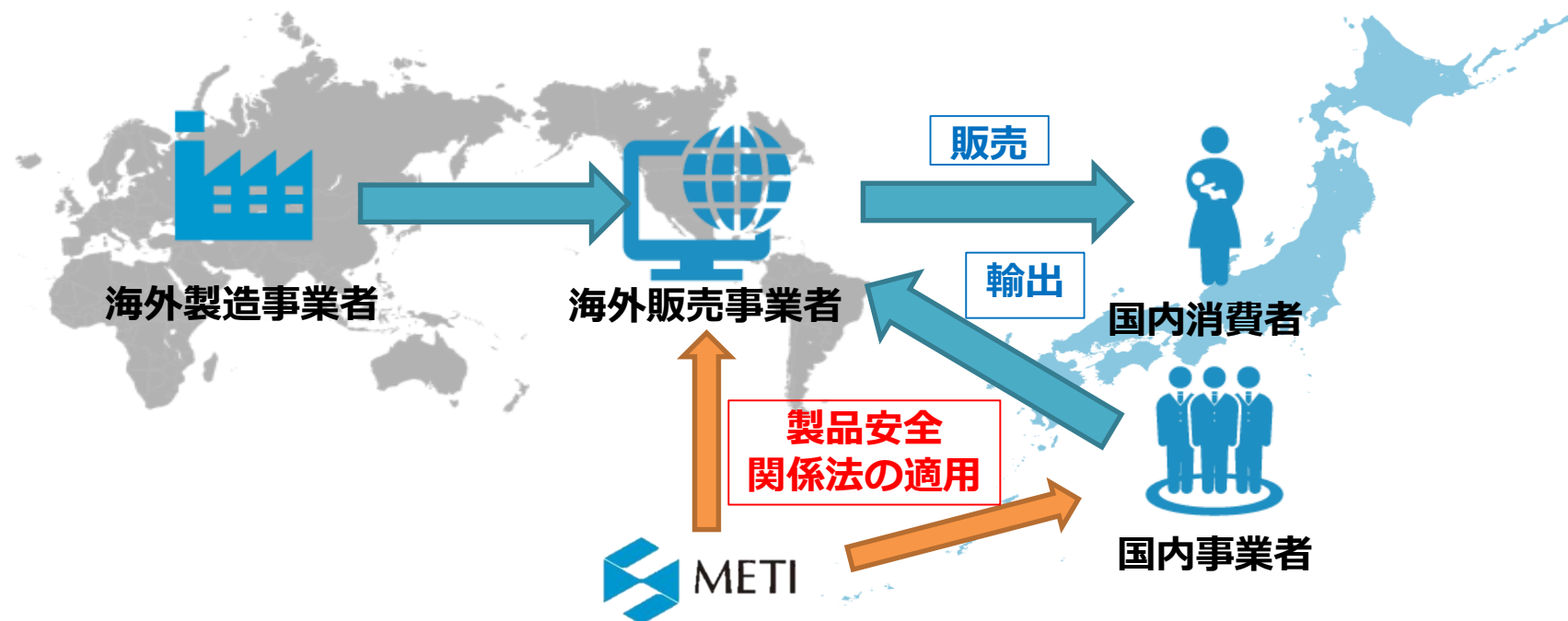
早川 吉尚 （委員長）立教大学法学部教授、瓜生・糸賀法律事務所弁護士
釘宮 悦子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事
沢田 登志子 一般社団法人E Cネットワーク理事
日野 辰哉 筑波大学法科大学院准教授
丸山 正博 明治学院大学経済学部教授
森 亮二 英知法律事務所弁護士

● オブザーバー

アマゾンジャパン合同会社
株式会社メルカリ
ヤフー株式会社
楽天株式会社
消費者庁消費者安全課
独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第3課

海外事業者等に対する製品安全関係法の適用について

- 検討会において、我が国において製品安全関係法に違反する製品を流通させる行為は、海外販売事業者によるものであっても製品安全関係法の適用対象となると整理。
- 現在、「電子商取引及び情報取引等に関する準則」の次回改訂で反映予定。
- また、海外事業者に製品安全関係法を適用することの法的な効果と具体的な手続き（例：海外事業者に対する違反事実の通知）については今後整理が必要。



※製品安全関係法に違反する製品を輸出する国内の事業者が、輸出先の海外事業者が当該製品を我が国に流通させることを知って輸出した場合も、当該輸出は製品安全関係法の適用対象となる。

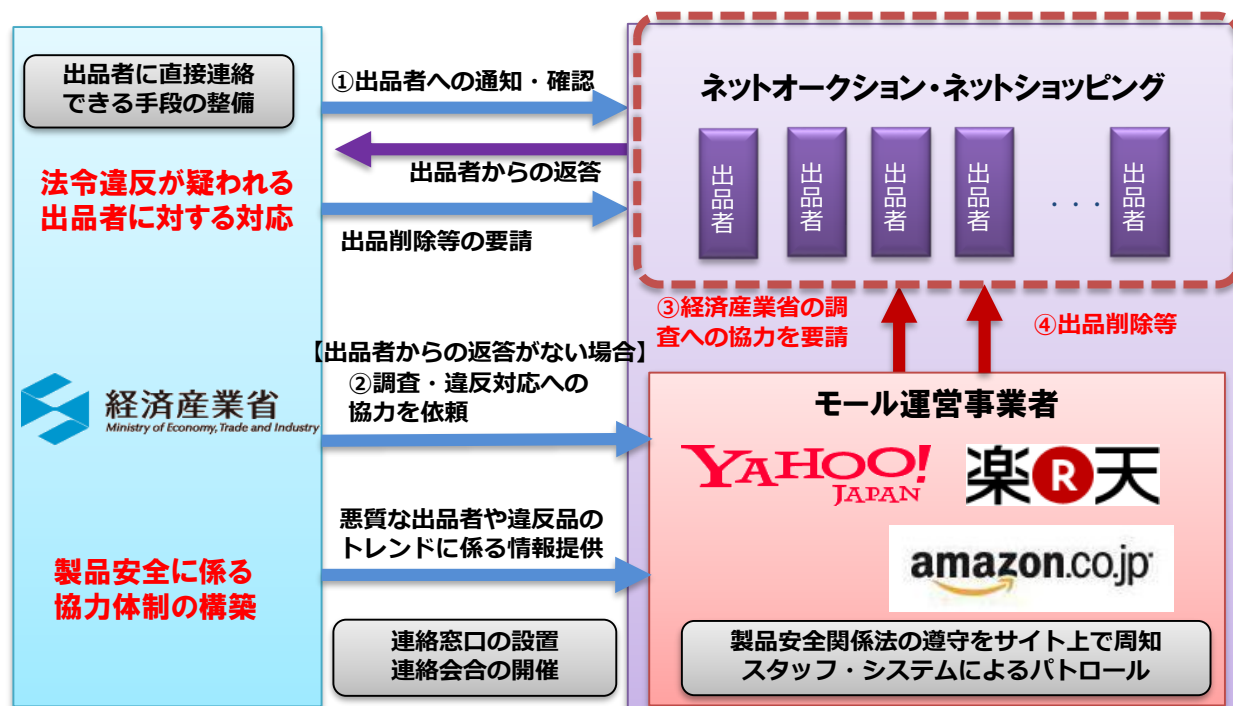
【参考】モール運営事業者との既存の協力体制

- インターネットオークションやショッピングの拡大とともに、ネット上に技術基準を満たしていない製品が増加している状況を踏まえ、ヤフー、楽天、アマゾンと以下の協力体制を構築し、違反对応を実施。現在は協力モール運営事業者を拡充中。

モール運営事業者との協力体制の構築

経済産業省と、モール運営事業者の協力内容

- 経済産業省が行う出品者に対する調査・違反对応への協力
- 製品安全関係法の遵守をモール運営事業者のサイト上で周知
- 連絡窓口の設置及び連絡会合の開催



モール運営者の違反对応への協力事例

インターネットモール等で、法令違反が疑われる製品が出品されているという情報入手。

①経済産業省から出品者（氏名・住所不明）に対し、サイトの質問欄から連絡。

②出品者から返答がない（経済産業省の警告を無視し製品を出品し続けている）場合、経済産業省はサイト運営事業者に協力を依頼。

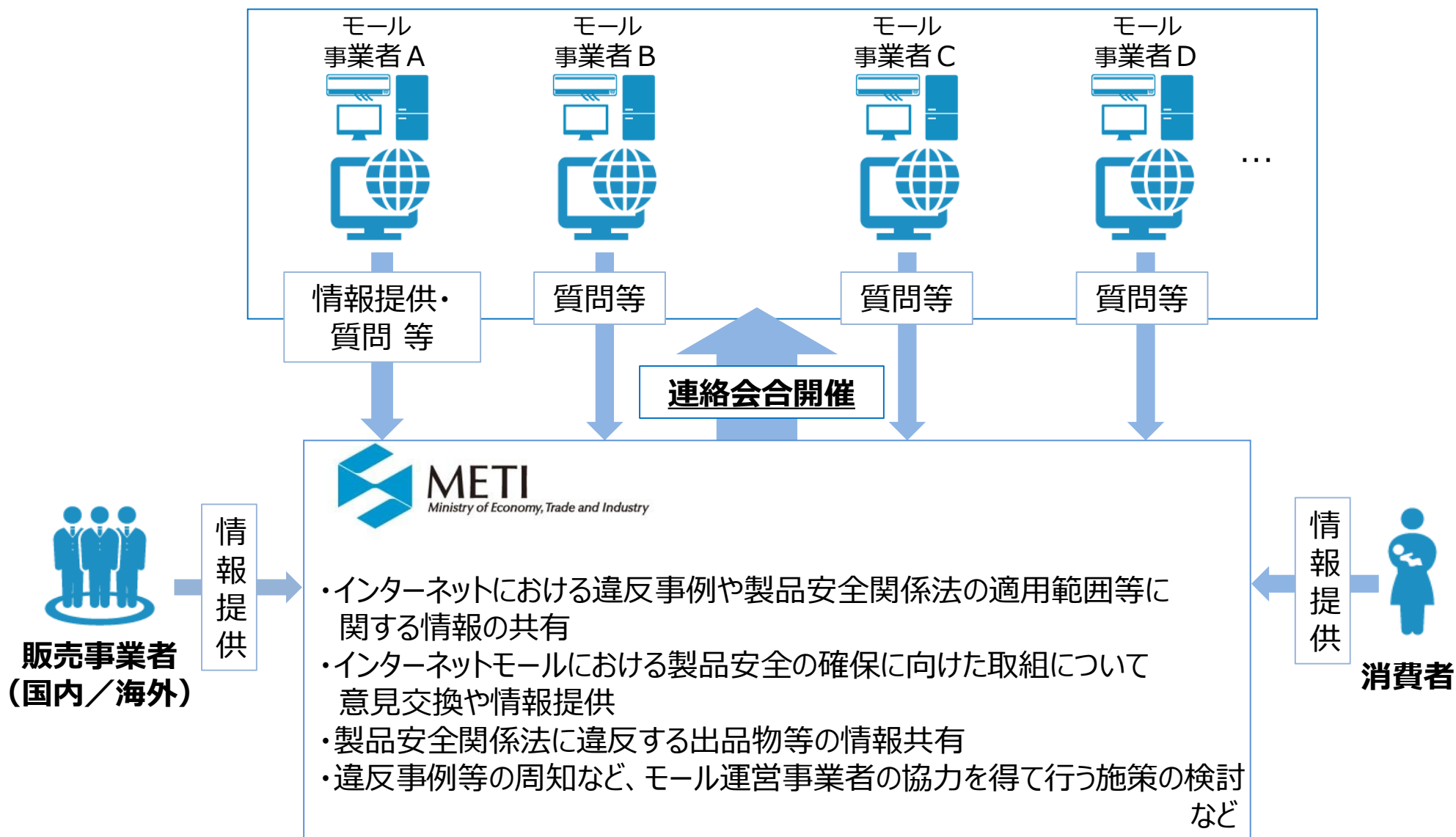
③モール運営事業者は、出品者に対して、経済産業省の調査に協力するよう要請。

④出品者がモール運営事業者からの要請に応じない場合は、出品の削除、出品・出店停止の措置を実施する。

今後のモール運営事業者との協力体制について

- インターネットモール等事業者との連絡会合を定期的に開催（これまでに2回開催）。

効果的なインターネット上の違反品対応等に向けて意見交換を行っているところ。



(参考) ポータブル電源の火災事故への対応

- ネット販売で購入されたポータブル電源から出火する火災が2017年6月以降連続で発生。本製品は大容量のリチウムイオンバッテリーセルを内蔵した製品であったことから、爆発を伴う危険な火災となった。
- さらに、ポータブル電源のA CアダプターにはP S Eマークの輸入事業者名の記載が無く、違反品であることが確認された。



- 経産省から当該ポータブル電源の出品が確認されたインターネットモール事業者に連絡し、本製品が危険性の高い商品である旨出品者に周知依頼。

インターネットモール等各社の対応

- 当該ポータブル電源を出品していた出品者に商品の危険性について通知。
- 当該ポータブル電源の販売の自粛について、出品者に呼び掛け。



結果、ネットモール等での当該ポータブル電源の出品ページは相当削除された。

※一部事業者においては、個別対応の他、全出店者向けのお知らせとして、当該製品の販売自粛等の注意喚起も実施。



対象のポータブル電源